

患者の権利章典



患者さんには、歯科医療を受けるに当たって、憲法が保障する基本的人権の尊重を要求する権利があります。また、歯科医療は患者さんと歯科医療提供者がお互いの信頼の上で協働して取り組むべきものでもあります。

私達は、歯科医療の中でこれらの事を実現することが何よりも大切と考え、ここに患者の権利章典を制定します。

- 1、 良質で安全な歯科医療を公平に受ける権利があります。
- 2、 誰もが一人の人間として、その人格、価値観などを尊重され、歯科医療提供者との相互の協力関係の下で歯科医療を受ける権利があります。
- 3、 病気とその診断、治療、見通し、必要な費用などについて、理解しやすい言葉や方法で、納得できるまで十分な説明と情報を受ける権利があります。
- 4、 自分が受けている診断や治療について、他の医師の意見を求める権利があります。
- 5、 十分な説明と情報提供を受けたいうえで、治療方法などを自らの意思で選択する権利があります。
- 6、 自分が受けている医療を知る為に、診療記録の開示を求める権利があります。
- 7、 診療中に得られた個人の情報が厳密に保護され、また自分のプライバシーが他人にさらされず、乱されない権利があります。

2005年5月 制定 足立優歯科診療所

